

## 地域再生計画

- 1 地域再生計画の名称  
自信と誇りで豊かな島暮らし
- 2 地域再生計画の作成主体の名称  
北海道利尻郡利尻町
- 3 地域再生計画の区域  
北海道利尻郡利尻町の全域
- 4 地域再生計画の目標

利尻町は、北海道の北端・稚内市から西方53kmの日本海に浮かんでいるように見える島、「利尻島」の西部に位置し、島の中心には秀峰利尻山（1,721m）がそびえたっています。春から夏にかけては、数多くの高山植物が咲き、コマドリをはじめ多くの野鳥がさえずる自然の宝庫です。また、全国的に有名となっている「利尻昆布」や「ウニ」など日本海の海の幸にも恵まれ、漁業と観光を基幹産業としてまちづくりを進めています。

しかし、漁業にあっては水揚げ量の不安定さと、島嶼であることからの輸送コスト、国外からの輸入の増加など、市場における価格競争においても非常に厳しい状況にあり、水揚げ不振などの影響も重なり、恒常的な後継者の不足にも悩んでいます。また、観光産業もツアーの低料金化が進む一方、観光ニーズの多様化と高品質化による観光入込み数の減少と、地理的・季節的な要因から宿泊施設が夏期限定の営業を強いられる現状にあっては、雇用形態が季節的なものにならざるを得ない状況にあり、更には、近年の公共事業削減による影響を大きく受け、地元の建設業は人員の削減や事業規模の縮小を余儀なくされ、地元への就職を希望する高校卒業者に対する求人も少なく、その結果、やむを得ず町外に転出するものも多く、ピーク時には1万人を超えていた人口も現在では3000人にまで落ち込み、「過疎」「少子高齢」が急速に進み地域の活力を低下させています。

しかしながら、利尻島には厳しくも豊かな自然環境と、そこから産する「利尻昆布」をはじめとする豊かな水産資源があります。それは、島に暮らす人々の豊かさの象徴でもあり誇りでした。たくましく島に暮らして来たその自信と誇りを失いかけている今、わたしたちの暮らす地域が、どれほど貴重で豊かな地域資源を有し、その地域資源が限りない可能性や有用

性をもっているのかを再発見するとともに、その利活用に向けた取り組みをすることによって、地域の人々が自信と誇りを取り戻し、利尻島に暮らすことの豊かさを実感することが必要です。

このため、漁業と文化を融合させた、植物における「押し花」や「押し葉」と同様のアート性や作品づくりを楽しむことができる“海藻おしば事業”の拡大により、「利尻昆布」に引けを取らない、もう一つの「利尻スタンダード」を創出することを中心に、漁業体験や自然観察等を体験するエコツーリズムやブルーツーリズムの導入とあわせて地域の魅力を増大させることにより、地域の人々の自信と誇りを取り戻すとともに、地域資源を活かした観光関連産業の育成による雇用創出と、それに伴う定住者の促進を図ります。

（目標）観光入込数	年間 28 万人（平成 16 年度から約 3 万人増）
雇用者数増	15 人
定住者増	5 人

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5 - 1 全体の概要

目標を達成するために、海岸に打ち上げられるだけの雑海藻を利用した“海藻おしば”の材料パックや“海藻おしば”を用いた商品等の開発、それに推し進める人材の育成や起業家支援を実施することにより、地域資源の高付加価値化を図り、関連産業を育成します。

次に、漁業体験や自然観察等を体験するエコツーリズムやブルーツーリズムを導入するとともに、離島ゆえに寄港人気の高い、大型クルーズ船の寄港誘致を一層推進し、地域資源を活かした観光産業の育成を図ります。

更に、上記の取り組みにおいては、“海藻おしば”を単に新たな特産品としてではなく、クルーズ船寄港のオプションツアーやエコツーリズム・ブルーツーリズムの体験観光プログラムに組み入れ、利尻島独自の食文化の見直しによる観光ホスピタリティ向上など、当地域の根幹的な産業である漁業を中心に、自然・文化・観光の組織的な連携を図ります。

以上の取り組みを行うことにより、利尻島の自然だけではなく、「暮らし」と「暮らす者」そのものも地域資源であることを再確認し、地域の人々が自信と誇りを取り戻せるようにします。

### 5 - 2 法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

### 5 - 3 その他の事業

“海藻おしば”の商品化を中心とした起業家支援では、国内においても新たな事業であることから、販路開拓や商品企画が可能となる人材や高レベルのインストラクター等の育成が必須です。

利尻島の「暮らし体験」をテーマとした新ツアーの導入推進や現行ツアーの高品質化を図るためには、「利尻タウンガイド」としてのインタープリター育成とエコ・ブルーツーリズムを推進するために宿泊業者と漁業者の理解と普及促進が必要です。それとともに、季節偏差のない観光誘致を進めるため、「利尻」独自の食文化を見直すとともに、地産地消を基本に食材提供者（漁業者）と宿泊業者及び飲食店との連携を深める取り組みが必要です。

また、クルーズ船寄港誘致では、近年他地域との競合状態にあることから、寄港推進にあたっては当寄港地の魅力アップを図ることが必要不可欠であり、印象の強い歓迎イベントや船内における寄港地紹介などのプログラムの開発等に専門的なアドバイスが必要です。

このため、こうした課題を解決するために、パッケージ事業を活用しながら、以下の事業を行います。

#### 5—3—1 パッケージ事業の取り組み

当事業については、利尻町、商工会、観光協会、漁業協同組合、文化協会で構成する利尻町雇用創造促進協議会が実施主体となります。

##### (1) 海藻おしば起業化支援

##### インストラクター育成研修

地域内の求職者を対象に、指導講師による独立開業に必要なインストラクター養成のための講座の開催。

第1回		第2回		第3回		第4回
第1教程	第2教程	第3教程	第4教程	第5教程	第6教程	第7教程
生花処理	花シール うちわ	花キャンドル 21 額絵	ウッドプレー ト、クラフト	フローラル	レターラック 草花処理	赤花処理 26 額絵
第4回	第5回		第6回		第7回	第8回
第8教程	第9教程	第10教程	第11教程	第12教程	第13教程	第14教程
36 額絵	アイロン処理 色紙掛	ラミボード 36 八角額	キーホルダー 49 額絵	熱着処理 箸セット	60 額絵	押花技術徹底 テキスト

### 新規事業及び事業拡大に関する研修会

起業化を目指す者及び企業・商工会・観光協会等を対象に「海藻おしば」を活用した新規事業及び事業拡大するために必要な知識を習得させるため、専門家による研修会の開催。

- ・新規事業研修会開催

テーマ	対象者
事業アイデア構築、資金調達方法	企業就職者、求職者
市場開拓、企業への営業方法	起業化希望者
ビジネスプラン、経営方針の立案	〃、企業、商工会等

- ・道内外の企業への現地視察（事業者との意見交換会も実施）
- ・事業拡大研修会開催

テーマ	対象者
販路開拓に関するノウハウ	地元就職者、求職者

- ・研修資料作成のため、アンケート調査を実施

### 技術研修

- ・「押し花作家」による技術研修会開催

テーマ	対象者
素材の変色防止対策	地元求職者
おしばの陶器への転写技術	地元求職者
教材のデザイン	地元求職者

### 普及宣伝事業

- ・雇用希望者向けパンフレットの作成

## (2) クルーズ船寄港イベント開発

### イベント等開発研修会

- ・イベント開発又は掘り起こしに関する研修会

テーマ	対象者
地域資源を活かした利尻ならではのイベント発掘	観光協会、商工会観光関連業者

- ・紹介プログラムの作製とプレゼンテーションに関する研修会

テーマ	対象者
利尻島の自然とプレゼンテーション	地元求職者、観光協会、商工会観光関連業者

## 事例研究のための先進地での研修

### (3) 漁業・自然・観光連携人材育成 利尻タウンガイド養成講座の開催

ガイドの基礎知識	自然環境	歴史	生活文化
2単位	2単位	2単位	2単位
周辺地域の基礎知識	観光関連施設	産業	野外実習
2単位	1単位	2単位	3単位

漁業者及び宿泊業者を対象に「エコツーリズム・ブルーツーリズム」セミナーを開催

テーマ	対象者
理解と普及促進のためのセミナー	漁業者、宿泊業者、地元就職者、求職者

### (4) 食材の安定供給と食の見直し 利尻の食文化セミナー

テーマ	対象者
食材提供者宿泊施設間の連携と郷土料理の見直し	飲食店、宿泊業、漁業者

## 5-3-2 町独自の取り組み

### 海藻おしばアトリエ整備（町）

海藻おしばの制作や展示を行うアトリエを整備します。

### ガイド登録・派遣事業（観光協会）

観光ガイドの質を保証するために、ガイド登録や有能なガイドの派遣を、観光協会が中心となって行います。

### 漁業関係施設（ウニ人工種苗生産施設）の見学化対応（町）

本町の基幹産業の一つである漁業をPRするための施設を整備します。

### 定住促進転入奨励金支給事業（町）

定住者の促進を図るため、利尻町に転入し、就労する者に対して奨励金を支給します。

6 計画期間

地域再生計画認定の日～平成20年3月末

7 目標の達成に係る評価に関する事項

産業振興の状況を把握するため、毎年度、新規起業者と雇用創出について町内の実数を把握し評価します。また、観光入込数・平準化についても観光入込数調査に基づき、その変化により評価します。

次に「I」「U」「J」ターン等の転入と転出状況を把握し、定住促進への効果を評価します。そして、計画初年度と計画終了年度に住民への「意識の変化」に関する町内アンケートを実施し、目標達成の評価を行います。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし